

## (参考1) ツマアカスズメバチ防除計画（抜粋）

### 第3章 防除計画

#### 1. 侵入地域

##### 1－1 侵入地域（対馬市）内の防除

###### （1）創設女王バチのトラップによる捕殺

越冬した女王バチが春に単独で巣を作り始め、夏から秋にかけてその女王バチが産んだ働きバチが増えて数千個体規模の巣となり、様々な被害を与えることになる。

従って、より多くの創設女王バチを捕殺することができれば、働きバチ数千個体からなる巣の「芽」を摘むことになる。

具体的には、4～5月に、誘引液を入れたペットボトルを加工したトラップを設置し、女王バチを捕殺する。簡易で危険の少ない捕獲手法であり、地域住民等と連携協力することが可能である。

ただし、在来スズメバチ類、ミツバチ類等の混獲があるため、トラップの形状、設置時期及び場所の検討が必要である。

（以下、略）

##### 1－2 侵入地域からの拡散防止

###### （1）拡散拠点における防除

拡散拠点となり得る港湾等は、国内未侵入地域の港湾と客船や貨物船等の船舶の往来があり、船舶の入港頻度や搬出貨物量多く、本種の混入が考えられる車両や木材等が搬出される港湾、及びそれら資材の集積場所が考えられる。

拡散拠点となり得る場所を抽出し、住民等からの情報収集やトラップによる監視を行うとともに、1－1 の防除を重点的に実施する。

（以下、略）